

## 富士見町自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自転車乗用時のヘルメット着用の促進を図るため、ヘルメットの購入に要した経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、富士見町補助金等交付規則(昭和51年富士見町規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のもののうち、令和6年4月1日以降に購入されたものをいう。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク

カ その他 アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、町長が認めるもの

(2) 中学生以上 補助金の交付申請を行う年度の3月31日において、満13歳以上の者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町内に住所を有している中学生以上の者

(2) 過去に、他の市町村から、この要綱と同様の趣旨による補助金の交付を受けていない者

(3) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない者

(4) 同一世帯に属する者の全てに富士見町が賦課する町税及び料金の滞納がないこと。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が使用するヘルメットを購入するために要した経費とする。

### (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条で規定する経費に2分の1を乗じて得た額とし、2,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、補助対象者 1 人につきヘルメット 1 個かつ 1 回限りとする。

(交付申請等)

第 6 条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した後、富士見町自転車用ヘルメット購入補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に対し、ヘルメットを購入した日から 90 日以内又は購入した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに申請しなければならない。

(1) ヘルメットの購入に要した経費の支払い手続きが完了したことを証する書類（領収書等の写し）

(2) 第 2 条第 1 号アからカに掲げる認証の確認ができるもの（ヘルメットの写真等）

(3) 申請者の本人確認ができるものの写し（学生証、運転免許証、マイナンバーカード、保険証等）

(4) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 申請者が未成年者であるときは、当該未成年者は、前項の規定による申請をするに当たっては、その保護者（親権を行う者、未成年後見人等であって、未成年者を現に監護する者をいう。以下同じ。）の同意を得なければならない。

(交付決定等)

第 7 条 町長は、前条の規定による交付申請等があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、富士見町自転車用ヘルメット購入補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 8 条 前条の規定により補助金の交付決定等を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、富士見町自転車用ヘルメット購入補助金交付請求書（様式第 3 号）を町長に提出するものとする。

(交付決定等の取消し等)

第 9 条 虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合、町長は補助金の交付決定等を取り消すものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定等が取り消された場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し、その返還を求めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。